

性能評価業務及び試験確認業務における立入調査等の実施に係る業務規程

制定 令和6年11月14日 危保規程第37号

第1 目的

この規程は、性能評価業務及び試験確認業務において、理事長が真正かつ公正な業務の遂行上必要があると認めた場合に、協会の職員が、評価あるいは確認（以下「性能評価等」という。）を受けた者に対して実施する立入調査等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 立入調査等の実施

- 1 理事長は、性能評価業務及び試験確認業務において、真正かつ公正な業務の遂行上必要と認める場合は、当該業務規程に定める性能評価等を受けた者に対し、関係資料の提出若しくは書面による報告を求め、又は協会の職員に関係のある場所（性能評価等を受けた者の事務所のほか、性能評価等を受けた対象物を取り扱う場所をいう。以下同じ。）に立ち入らせ、業務内容等を調査させ、質問させることができるものとする。なお、関係のある場所へは2名以上で立ち入るものとする。
- 2 協会の職員は必要により、関係のある場所において、関係者の承認を得て性能試験、立会試験等を行わせることができるものとする。
- 3 理事長は、関係のある場所への立入調査に際し、緊急を要する場合を除き、あらかじめ様式第1に定める立入調査実施通知書により通知するものとする。
- 4 性能評価等を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、立入調査等に応じなければならないものとする。また、関係資料の提出又は書面による報告を求められた場合は、指定された期限までに回答しなければならない。
- 5 理事長は、立入調査結果を様式第2に定める立入調査実施結果通知書により通知するものとする。なお、当該通知書に指摘、指導等の記載のある場合、当該通知を受けた者は、その内容について真摯に取り組まなければならないものとする。
- 6 協会は、5の通知を受けた者に対して第3に定める費用を請求することができるものとする。請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に協会から請求された額を振り込まなければならないものとする。

第3 立入調査等の費用

立入調査等の費用は、次に定める額の合計とする。

- 1 協会の職員が関係のある場所に出張する場合の旅費等の額は、次のとおりとする。
 - (1) 旅費等は、次に定める額の合計額とする。
 - ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費相当額

(2) 外国で行う立入調査等に係る旅費等の額は理事長が別に定める。

2 立入調査等に必要と認められる旅費等以外の経費に相当する額は、理事長が別に定める。

3 第2、5の結果をうけ、立入調査実施結果通知書に記載された指摘、指導等の改善状況を確認するために、別途性能試験、立会試験等が必要な場合の手数料等の額は理事長が別に定める。

第4 雑則

この規程に定めるもののほか、性能評価業務及び試験確認業務における立入調査等の実施に必要な事項は理事長が定める。

附則

1 この業務規程は、令和6年11月14日から施行する。